

**新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起について（3月19日(木) 00:00 時点）**

小松空港においては、法務省、厚生労働省等の関係機関及び空港内事業者と連携し対応に努めてまいります。

小松空港へお越しになるお客様につきましては以下内容をご確認いただき、ご理解・ご協力いただけますようお願いいたします。

**【日本国出入国在留管理庁からのお知らせ】**

日本国出入国在留管理庁より、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本に入国することができない外国人の対象が拡大され、2020年3月19日午前0時から、以下の通りとなります。

- ① 中華人民共和国湖北省または浙江省発行の中国旅券を所持する外国人
- ② 日本到着時前14日以内に表1の地域における滞在歴がある外国人

表1

国名	地域名
中華人民共和国	湖北省、浙江省
大韓民国	大邱広域市、慶尚北道慶山市、安東市、永川市、清道郡、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡
イラン・イスラム共和国	コム州、テヘラン州、ギーラーン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナン州、マーザンダラン州、マルキヤズイ州、ロレスタン州
イタリア共和国	ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州、ヴァッレ＝ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト＝アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア＝ジュリア州、リグーリア州
サンマリノ共和国	全ての地域
スイス	ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州
スペイン	ナバラ州、バスク州、マドリッド州、ラ・リオハ州
アイスランド	全ての地域

**【日本へ帰国・入国される皆さまへ】**

- 過去14日以内に表2の国への滞在歴がある方は、検疫官へ申し出てください。
- 入国時に咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服用している場合は、検疫官にお申し出ください。
- 入国後においても、表2の国に渡航歴・滞在歴がある方で上記の症状が出た場合は、マスクを着用し、事前に表2の国に滞在していたことを帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、指定された医療機関を受診してください。（機内で配られた健康カードもご参照ください。）
- 表2の国から入国・帰国する方は、検疫所長が指定する場所で14日間待機し、日本国内において公共交通機関を使用しないでください。

表 2

国名	適用日
中華人民共和国、大韓民国	2020年3月9日午前0時から
アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、イラン、英国、エジプト、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア	2020年3月21日午前0時から

#### 【日本から出国・渡航される皆さまへ】

一部の国で日本人及び日本からの渡航者に対する入国制限や入国後の行動制限措置が実施されています。これらの国への渡航を検討される際は、各国当局のホームページを参照する他、在京大使館を確認する等、最新の情報を十分にご確認ください。

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限（外務省ホームページ）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

#### 【日本国外務省からのお知らせ】

- 表 2 の国に所在する日本国大使館または総領事館において適用日前日までに発給された一次査証及び数次査証の効力が、適用日から当分の間、停止されます。
- 表 2 の国（中華人民共和国においては香港特別行政区及びマカオ特別行政区）との間の査証の免除措置の適用が、適用日から当分の間、停止されます。

#### 【空港内における感染症予防について】

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、空港内スタッフへのマスク着用を奨励しております。
- 利用者の皆様におかれても、感染拡大防止のため、手洗い、咳エチケットを積極的に行っていただくよう、お願い申し上げます。
- ターミナル各所にアルコール消毒液を設置しておりますので、ご利用ください。

#### 【日本国土交通省・厚生労働省からのお願い】

通勤時に公共交通機関をご利用される方におかれましては、感染拡大防止のため、混雑緩和につながるテレワークや時差通勤といった取組を積極的に行っていただきますようお願い申し上げます。

**【参考】**

現在、中華人民共和国または大韓民国を出発し日本の空港に到着しようとする航空機（旅客の運送に係るものに限る。）については、その到着空港を成田国際空港及び関西国際空港に限るよう、関係する航空会社に対して要請しています。（2020年3月9日午前0時～3月末）

詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

新型コロナウイルス感染症対策本部（首相官邸ホームページ）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/taisaku\\_honbu.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html)

新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～（首相官邸ホームページ）

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

また、日本政府観光局（JNTO）では、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、365日、24時間、多言語で対応するコールセンター「Japan Visitor Hotline」を開設しており、新型コロナウイルス関連のお問い合わせにも対応しています。）

[https://www.mlit.go.jp/kankochu/news08\\_000311.html](https://www.mlit.go.jp/kankochu/news08_000311.html)

「Japan Visitor Hotline」（PDF：565kB）

【重要なお知らせ】

中華人民共和国において  
**新型コロナウイルス感染症**が発生しています！

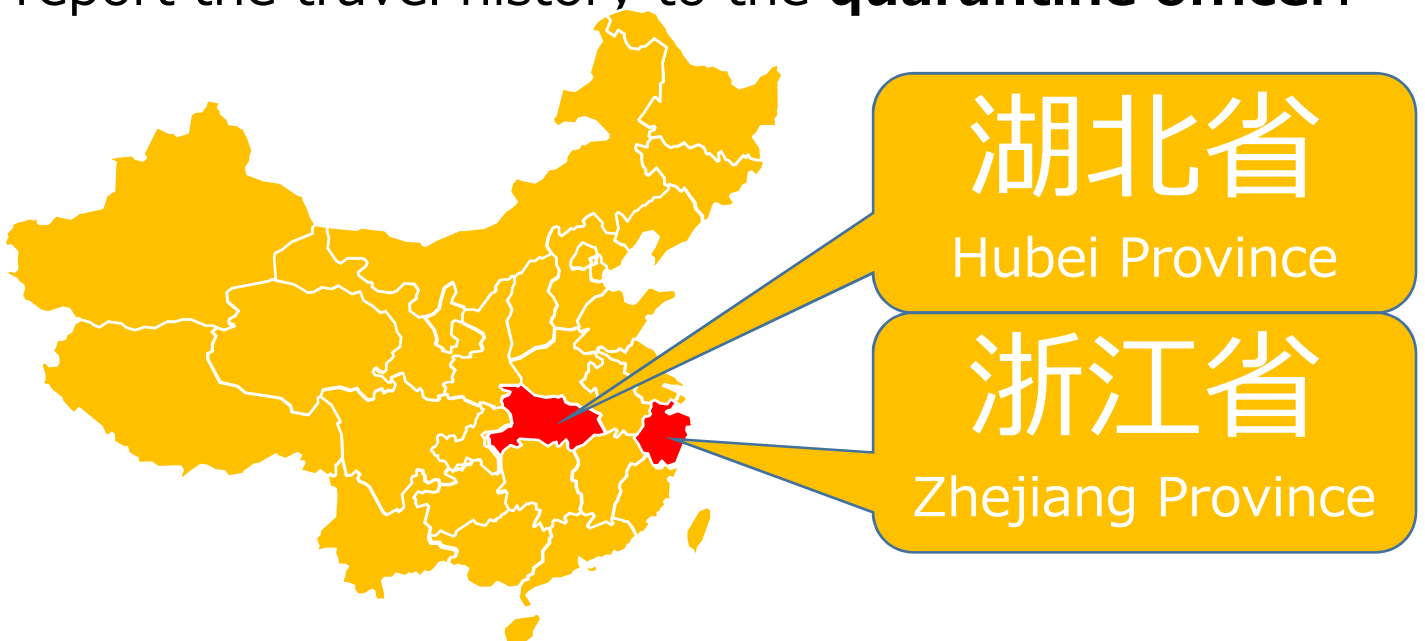
過去14日以内に**中国湖北省、浙江省**に滞在  
したことがある方は、**検疫官**にその旨を申告する義務  
があります。

中国发生**新型冠状病毒肺炎**！

过去14天内逗留过**中国湖北省、浙江省**  
的旅客皆有向**检疫人员**报告的义务。

**Novel coronavirus infection** has occurred in the  
People's Republic of China!

Passengers who have visited **Hubei province,**  
**Zhejiang province** in the past 14 days are obliged to  
report the travel history to the **quarantine officer.**



厚生労働省 検疫所

## 中国湖北省、浙江省に滞在していた方へ お知らせ

到着 14 日以内に中国湖北省、浙江省に滞在していた方は、  
検疫官に必ずお申し出ください。

湖北省、浙江省を離れてからの 14 日間は、公共交通機関の使用  
や、不要不急の外出を避けて、以下のように行動してください。

➤ 健康状態をチェック

- 体温測定を毎日行い、発熱の有無を確認してください。
- 激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの症状の有無を確認してください。

※ 身近な方の健康状態にも注意を払ってください。

➤ 咳や発熱などの症状が出たら

- 外出を控え、マスクを着用して他者に感染させないように注意してください。
- 医療機関を受診する場合は、事前に中国湖北省、浙江省に滞在していたことを電話連絡してマスク着用のうえ受診し、医師の診断を受けてください。その際には、この紙を示し、渡航歴を伝えてください。

➤ ご家族等の身近でお過ごしになる方へ

- こまめに手洗いを行ってください。
- 十分な睡眠や栄養をとるようにしてください。
- ご家族などで体調が悪い方が発生した場合、周囲の方もマスクを装着し、接触する方を限定してください。

新型コロナウイルス感染症に関することでご不明な点がある方は、以下の  
電話番号にご相談ください。

厚生労働省電話相談窓口：0120-565653

☆医療機関は、最寄りの保健所でも相談できます →



☆外国語で対応ができる医療機関はこちらで探せます →

